

『創業または経営多角化・事業転換等による新たな事業活動への挑戦を行いたい』 中小企業経営力強化資金融資事業

創業または経営多角化・事業転換等による新たな事業活動への挑戦を行う中小企業・小規模事業者であって、認定支援機関の経営支援を受ける事業者等を対象に日本政策金融公庫が融資を行います。

対象となる方

次のいずれかに該当するもの

- ① 経営革新または異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓を行おうとする者で、自ら事業計画書を策定し認定支援機関による指導および助言を受けている者。
- ② 「中小企業の会計に関する基本要領」(以下「基本要領」という。)または「中小企業の会計に関する指針」(以下「指針」という。)を適用している、または適用する予定で、事業計画を策定する者。

支援内容

■対象資金

設備資金および運転資金

■貸付限度

【中小企業事業】7億2,000万円(運転資金は2億5,000万円)

【国民生活事業】7,200万円(運転資金は4,800万円)

■貸付利率

基準利率とする。ただし、対象となる方(1)であって次の全ての要件を満たす者については特別利率①(基準利率-0.4%)とする。

(1)基本要領または指針を適用している、または適用する予定である方

(2)事業計画書に以下のすべての事項を含むこと(口については部門別管理を行っている者に限る。)

イ 当面6ヵ月程度の資金繰り予定表 口 部門別収支状況表

■貸付期間

設備資金:20年以内(うち据置期間2年以内)

運転資金:7年以内(うち据置期間2年以内)

■貸付条件

中小企業・小規模事業者は、事業計画を策定し、実行責務を負い、期中の進捗報告を行う。

認定支援機関は、事業計画の策定支援のみならず、期中における継続的な実行支援およびフォローアップを実施する。

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル電話:0120-154-505

国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)、中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)